

令和7年度 春日井市私立高等学校授業料補助のお知らせ

春日井市では、私立高等学校への就学による授業料負担者の負担を軽減するため、私立高等学校授業料の補助を行っています。授業料補助を希望する方は、必ず申請期間内に申請書類を提出してください。

1 対象者

令和7年10月1日（基準日）現在、次の要件を全て満たす方が対象です。

1	私立高等学校や高等課程を有する専修学校などに在籍する生徒の授業料負担者
	※ 保護者または私立高等学校に在籍する勤労者で自ら授業料を負担している方がご申請ください。
2	春日井市内に住所を有している方
	※ 単身赴任等で父母のうち1人が市外在住であっても、1人が春日井市内在住であれば対象です。 春日井市内在住の授業料負担者を申請者としてご申請ください。
3	令和7年度の算定基準額が、212,700円以上304,200円未満の方
	※ 算定基準額：課税標準額に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額を除いた額 ※ 保護者が授業料負担者である場合の算定基準額は、保護者が2人（父母）いるときは、その全員の合計額となります。

※ 授業料が一部免除されており、国の就学支援金や愛知県の私立学校授業料軽減補助金により、授業料負担が生じない場合は、補助金の交付を受けることはできません。

2 補助金額

算定基準額	世帯年収目安	補助金額
212,700円以上270,300円未満	720万以上840万未満	年額20,000円
270,300円以上304,200円未満	840万以上910万未満	年額15,000円

※ 世帯年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。

控除額（社会保険料控除、扶養控除等）によって、上記目安内の世帯年収であっても、補助対象外となる場合があります。

3 申請期間

令和7年10月1日（水）から11月28日（金）まで

※ 申請期間外は受付できません。郵送提出の場合は、11月28日（金）必着です。

4 申請方法

申請書類を揃え、郵送又は窓口持参にて、春日井市役所9階 教育総務課までご提出ください（持参される方は、申請期間内の土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分までの間にお越しください。）。

5 申請書類

1	令和7年度春日井市私立高等学校授業料補助申請書・請求書
	・ 学校証明欄に在籍する高等学校等から証明を受けてから提出してください。 ・ 生徒1人につき、申請書1枚が必要です。
	・ 訂正する場合は、二重線を引き認印を押印してください（シャチハタ・修正テープ不可）
	・ 請求書の金額欄は記入しないでください。
	・ ホームページから印刷される場合は、A4用紙・片面で印刷をお願いします。

以下の書類は、該当する方のみ提出が必要です。

2	令和7年度（令和6年1月～12月分）市町村民税課税証明書等の写し
	◆ 令和7年1月2日以降に春日井市へ転入された方 ◆ 単身赴任等により、令和7年1月1日時点で春日井市外に住所を有していた方 ・ 令和7年1月1日に住所を有する市区町村の「令和7年度課税証明書」又は「令和7年度市町村民税通知書」を添付してください（どちらも調整控除の記載が必要です。）。 ・ 源泉徴収票は必要事項の記載がないため不可です。 ・ 「令和7年度市町村民税税額変更通知書」を受領している方については、こちらの添付も必要です（変更後の課税証明書を添付する場合は不要）。
3	給与支払証明書（証明していただく期間は、令和6年1月～12月分です。）
	◆ 令和7年1月1日時点で国外に居住していた方 ・ 国外の勤務地や支払給与等を証明する勤務先発行の「給与支払証明書」を添付してください。 「給与支払証明書」の様式は、春日井市公式ホームページ私立高等学校授業料補助のページ（URL：https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/kyoiku/school/shiritsukoukou.html）からダウンロードしてください。また、春日井市役所9階 教育総務課窓口でもお渡ししています。 ・ 所得控除額については、別途確認させていただきますのでご了承ください。

※ 2及び3の書類提出時の注意点

保護者が授業料負担者である場合で保護者が2人（父母）いるときは、全員分の証明書をご提出ください（所得がない方も提出が必要です。）。

6 算定基準額の確認方法

$$\text{算定基準額} = A (\text{課税標準額}) \times 0.06 - B (\text{市町村民税調整控除額})$$

課税標準額及び市町村民税調整控除額は、見本①又は見本②により確認することができます。

※ 「令和7年度市民税・県民税税額変更（決定）通知書」を受領している方については、通知書の内容を反映させて確認してください。

【見本①】市民税・県民税特別徴収税額の通知書

<table border="1"> <tr><td>所得①</td><td></td></tr> <tr><td>山林所得</td><td></td></tr> <tr><td>分離短期譲渡</td><td></td></tr> <tr><td>分離長期譲渡</td><td></td></tr> <tr><td>株式等の譲渡</td><td></td></tr> <tr><td>上場株式等の配当等</td><td></td></tr> <tr><td>先物取引</td><td></td></tr> </table>		所得①		山林所得		分離短期譲渡		分離長期譲渡		株式等の譲渡		上場株式等の配当等		先物取引		<table border="1"> <tr><td>市民税</td><td>税額控除額④</td></tr> <tr><td>所得割額⑤</td><td></td></tr> <tr><td>均等割額⑥</td><td></td></tr> <tr><td>県民税</td><td>税額控除額④</td></tr> <tr><td>所得割額⑤</td><td></td></tr> <tr><td>均等割額⑥</td><td></td></tr> <tr><td>森林環境税額⑦</td><td></td></tr> <tr><td>特別徴収税額⑧</td><td></td></tr> <tr><td>控除不足額⑨</td><td></td></tr> <tr><td>既納付額⑩</td><td></td></tr> <tr><td>変更前税額⑪</td><td></td></tr> <tr><td>増減額⑫(⑧-⑩)</td><td></td></tr> </table>		市民税	税額控除額④	所得割額⑤		均等割額⑥		県民税	税額控除額④	所得割額⑤		均等割額⑥		森林環境税額⑦		特別徴収税額⑧		控除不足額⑨		既納付額⑩		変更前税額⑪		増減額⑫(⑧-⑩)		<table border="1"> <tr><th colspan="2">納付額</th></tr> <tr><td>6月分</td><td></td></tr> <tr><td>7月分</td><td></td></tr> <tr><td>8月分</td><td></td></tr> <tr><td>9月分</td><td></td></tr> <tr><td>10月分</td><td></td></tr> <tr><td>11月分</td><td></td></tr> <tr><td>12月分</td><td></td></tr> <tr><td>1月分</td><td></td></tr> <tr><td>2月分</td><td></td></tr> <tr><td>3月分</td><td></td></tr> <tr><td>4月分</td><td></td></tr> <tr><td>5月分</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">変更月 月</td></tr> </table>	納付額		6月分		7月分		8月分		9月分		10月分		11月分		12月分		1月分		2月分		3月分		4月分		5月分		変更月 月		<table border="1"> <tr><td>受給者番号</td><td>氏名</td></tr> <tr><td colspan="2">住所</td></tr> <tr><td>指定番号</td><td>受理番号</td></tr> </table> あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条、第49条及び第50条の8（第21条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に春日井市税務課に対して請求をすることがあります。この特別徴収税額の決定の取消しを求めるとは、前記の請求書に添付された決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に春日井市を催告として（春日井市税務課が催告の代表者となります。）「提起」することができます。なお、部分の取消しの請求は、前記の請求書に添付された決定を受けた日より後に行うことができます。⑧の特別徴収税額は、前記の請求書に記載のとおりです。⑨の控除不足額は、前記の請求書に記載のとおりです。⑩の既納付額は、前記の請求書に記載のとおりです。⑪の変更前税額は、前記の請求書に記載のとおりです。⑫の増減額は、前記の請求書に記載のとおりです。 問い合わせ先 春日井市 市民税課（市役所2階） 電話（0568）85-6093-6096 矢印の方向にゆくりとはがしてください。	受給者番号	氏名	住所		指定番号	受理番号
所得①																																																																													
山林所得																																																																													
分離短期譲渡																																																																													
分離長期譲渡																																																																													
株式等の譲渡																																																																													
上場株式等の配当等																																																																													
先物取引																																																																													
市民税	税額控除額④																																																																												
所得割額⑤																																																																													
均等割額⑥																																																																													
県民税	税額控除額④																																																																												
所得割額⑤																																																																													
均等割額⑥																																																																													
森林環境税額⑦																																																																													
特別徴収税額⑧																																																																													
控除不足額⑨																																																																													
既納付額⑩																																																																													
変更前税額⑪																																																																													
増減額⑫(⑧-⑩)																																																																													
納付額																																																																													
6月分																																																																													
7月分																																																																													
8月分																																																																													
9月分																																																																													
10月分																																																																													
11月分																																																																													
12月分																																																																													
1月分																																																																													
2月分																																																																													
3月分																																																																													
4月分																																																																													
5月分																																																																													
変更月 月																																																																													
受給者番号	氏名																																																																												
住所																																																																													
指定番号	受理番号																																																																												

【見本②】市民税・県民税課税明細書

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書

(単位:円)

年 税 額 (①+②+③)	
給与からの特別徴収税額 ①	
④の合計から全額控除税額 ②	

令和7年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書 (2)

(単位:円)

	課税標準額	市民税額	県民税額
所得			
山林・遺贈			
分離短期譲渡 (一般)			
分離短期譲渡 (軽減)			
分離長期譲渡 (一般)			
分離長期譲渡 (優良住宅等)			
分離長期譲渡 (居住用財産)			
株式等の譲渡			
上場株式等の配当等			
先物取引			
調整控除額			
配当控除額			
正否適入全額特別控除額			
寄附金税額控除額			
償還額・外国税額控除額			
配当・利息・優待・退職金・年金等の所得控除額			
控除額控除額 (定額控除)			
税額控除後所得割額 ①			
所得割減免額 ②			
均等割額 ③			
計 (① - ② + ③) = ④			
森林環境税額 (国税) ⑤			
年 税 額 (④+⑤)			

【配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額】

(単位:円)

所得割から控除することができず、 配当割額又は株式等譲渡所得割額の50%に 超過する額 (50%超過額) への充当額	
充当しきれなかった額	

<問い合わせ先>

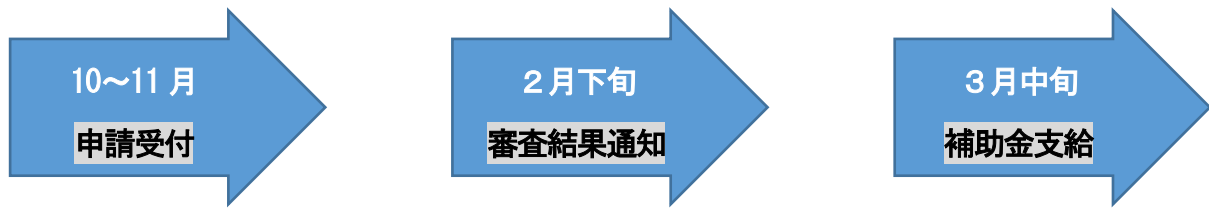
◇課税内容について
市民税課（市役所2階）
電話（0568）85-6093-6096

◇納税・口座振替について
収納課（市役所2階）
電話（0568）85-6111-6118

春日井市役所
〒486-8686
愛知県春日井市島居松町5丁目44番地

※ 見本は春日井市発行のものです。

7 補助金支給までの流れ（予定）



※ 予定のため、前後する可能性があります。

※ 審査結果通知は、郵送により全ての申請者へお送りします。

8 その他

申請は毎年行っていただく必要があります。

9 問い合わせ先

春日井市教育委員会 事務局 教育総務課

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市役所9階

電話 0568-85-6436

